

●香川県告示第314号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、令和2年度職業能力開発基礎調査を次のとおり実施する。

令和2年10月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

令和2年度職業能力開発基礎調査

(2) 目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく「第11次香川県職業能力開発計画」（計画期間は令和3年度から7年度まで）を策定するに当たり、技能労働者の職業能力開発の状況等を把握するとともに、今後の職業能力開発施策の参考とするための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

香川県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所のうち、10人以上の常用労働者を有する事業所及び同事業所に雇用されている労働者

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 事業所

事業所の属性、企業動向、雇用、社員教育、在職者訓練、公共職業能力開発施設との関わり、技能継承の問題、新型コロナウイルス感染症関連

イ 在職者

年齢及び職務内容、公共職業能力開発施設が実施するセミナー、自己啓発の実施状況、新型コロナウイルス感染症関連

(2) 基準となる期日

令和2年11月1日現在

4 報告を求める者

(1) 事業所

事業所母集団データベースによる県内事業所リストから産業及び従業員規模別に無作為抽出した1,400事業所

(2) 在職者

(1)により抽出した調査対象事業所に雇用されている常用雇用者から、各事業所において任意に1名ずつ選定した1,400人

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 事業所

県が調査対象事業所に対し実施する。

イ 在職者

県が調査対象事業所に対し実施する。

(2) 調査方法

県から調査対象事業所に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収する。

6 報告を求める期間

調査の実施期間 令和2年11月1日～12月31日